

## 共立確定拠出年金スーパー定期預金(3年)

本商品は元本確保型の商品です

### 1. 基本的性格

確定利回り元本確保型です。

### 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります)

### 3. 預入期間

3年(満期日は預入日の3年後の応当日です)

### 4. 商品提供金融機関

大垣共立銀行

### 5. 約定金利の決定方法

約定金利は市場金利の動向等に応じて当行が独自に設定し、店頭表示金利とは異なる金利体系を適用します。

### 6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。  
(固定金利)

### 7. 利払方法

満期日または中途解約時(一部解約を含みます)に一括して付利します。中間利払いはありません。

### 8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月複利により利息を計算します。

### 9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

### 10. 満期日の取扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。  
なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

### 11. 中途解約の取扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間に応じて、次の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨)を適用します。

- |   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40%       |
| C | 1年以上1年半未満 | 約定利率×50%       |
| D | 1年半以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| E | 2年以上2年半未満 | 約定利率×70%       |
| F | 2年半以上3年未満 | 約定利率×90%       |

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、普通預金の利率によって計算します。

### 12. 一部解約の取扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、かつ自動継続の取扱いとなります。

### 13. お申込単位

預入金額は1円以上1円単位です。

### 14. 手数料

かかりません。

### 15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元金によるものとします。  
なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために商品提供金融機関である株式会社大垣共立銀行の作成資料をもとに作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。  
■今後、内容については変更される場合があります。

## 共立確定拠出年金スーパー定期預金(3年)

本商品は元本確保型の商品です

### 16.セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。  
2005年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

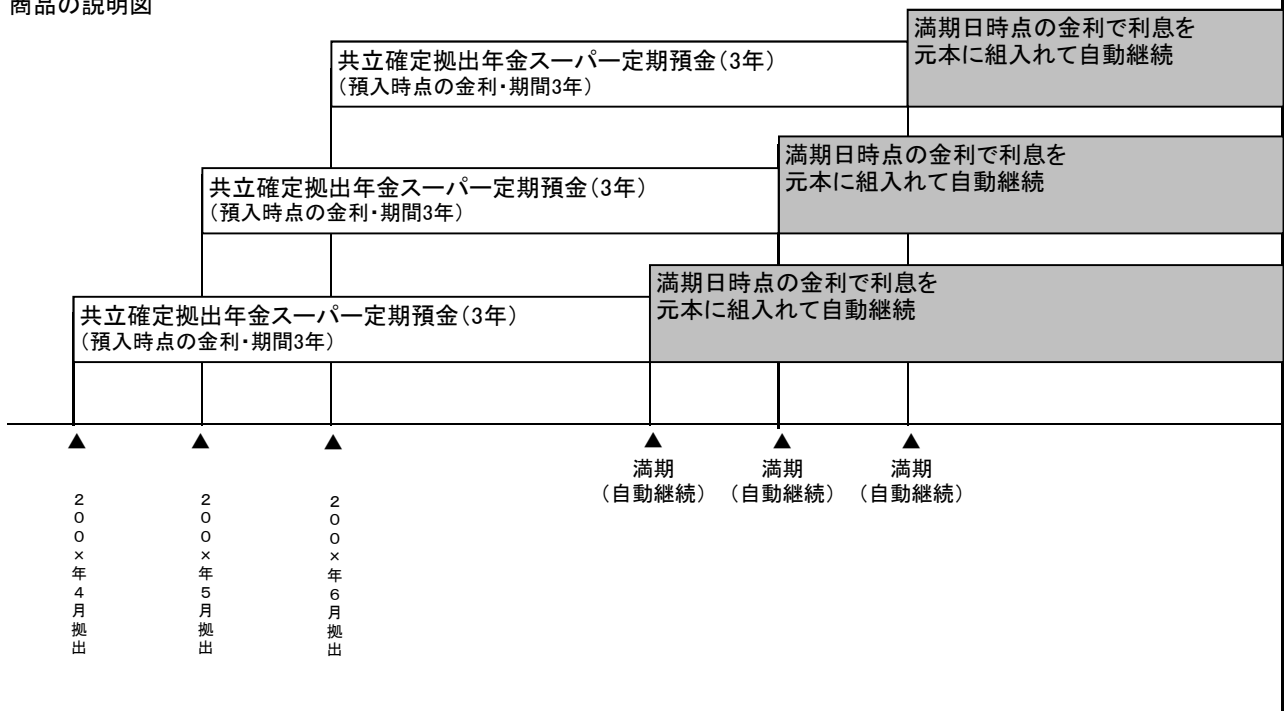
なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、大垣共立銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

### 17.利益の見込みおよび損失の可能性

預入日から3年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、解約の申し出のない限り自動継続します。また、預入期間の途中で解約(一部支払いを含みます)であっても、所定の中途解約利率により計算した利息と元本をお支払いいたします。商品提供金融機関(大垣共立銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本については保護されないおそれがあります。

商品の説明図



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために商品提供金融機関である株式会社大垣共立銀行の作成資料をもとに作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。  
■今後、内容については変更される場合があります。